

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 団 体 公益財団法人小松市まちづくり市民財団
補助金等 安宅・牧児童クラブ
小松市放課後児童健全育成事業運営交付金
所管課 教育委員会事務局生涯学習課
- 2 選定理由
小松市放課後児童健全育成事業運営交付金は、交付金の交付開始後、監査を実施していないことから監査対象とした。
- 3 監査の種別 財政援助団体等監査
- 4 監査実施日 令和7年9月29日
- 5 監査実施場所 安宅・牧児童クラブ
- 6 監査の範囲 令和6年度交付金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況
- 7 監査の実施体制 監査委員 西村 一伸
監査委員 高野 哲郎
- 8 監査の実施手続
監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が補助金に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。
監査当日は安宅・牧児童クラブにおいて、公益財団法人小松市まちづくり市民財団関係職員並びに所管課である教育委員会事務局長ほか生涯学習課職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。
なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。
- 9 監査の着眼点
監査の主な着眼点は次の通りである。
 - (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
 - (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
 - (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- (6) 補助金等交付団体に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金等の交付目的を明確にし、適切なプロセスを経て有効に執行されているか。

10 監査の結果

補助金にかかる出納その他の事務の執行は、次のとおり改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にあたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

(1) 指摘事項

<生涯学習課>

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、安心して過ごせる生活の場を提供するとともに、その健やかな育成を支援することを目的としており、地域福祉を支える重要な役割を担っている。

安宅・牧児童クラブは、地域の子どもたちの放課後の居場所としての機能に加え、子育て支援や保護者支援の観点からも、地域における子ども・子育て環境の充実に大きく貢献している。

同クラブの運営は、西部児童センターの指定管理者である公益財団法人小松市まちづくり市民財団が担っており、運営経費には市からの交付金が充てられている。また、センター職員がクラブ職員を兼務する体制がとられており、相互の機能を連携させながら日常の運営が行われており、地域に根ざした支援活動が展開されているところである。

今回の監査においては、以下の課題が確認された。

(1) 事業計画及び業務履行状況の確認不足

小松市放課後児童健全育成事業運営交付金要綱第5条では、市長は、運営団体から申請のあった事業計画の適正性を審査したうえで交付決定を行うことが定められている。また、同要綱第9条では、運営団体は、事業の実施状況を月次報告書により毎月市に提出することとされており、所管課である生涯学習課が、運営状況の確認と継続的な指導・監督を行う体制となっている。ところが、事業計画の審査段階において、運営委員会があらかじめ審議するとされている予算・収支に関する事項について、具体的な確認を行うことなく交付決定がなされていた。また、年2回の実施を予定している実地調査についても、令和6年度は1回にとどまっており、会計処理の適正性や運営実態の把握が十分に行われていなかった。

このように、事業計画の策定、事業の実施、実績の分析、評価といった一連のプロセスにおいて、所管課が果たすべき指導・監督責任を十分に果たしているとは言

い難い状況であった。

(2) 共用利用における経費配分の根拠不明確

児童センターと施設を共用しているにもかかわらず、共用に伴う経費の配分について、合理的かつ明確な基準に基づいた対応がなされていなかった。経費の配分は、固有に区分できるものを除き按分により処理されていたが、特に職員人件費については、両施設の兼務責任者の分が西部児童センターで全額支出される点は妥当な金額按分がなされたとは言えない。また、修繕料や損害保険料など共用に起因する経費についても、明確な配分根拠が示されないまま、一方の事業費で全額計上されていた。

こうした経費配分に関する考え方や処理方法は、所管課が本来行うべき吟味検討がなされておらず、運営団体の自己判断のままで見過ごされている状態である。経費配分の方法は、利用料の設定に影響を及ぼすものであり、利用者負担の公平性の観点からも、現行の支出管理体制は早急に改善すべきである。

至極当然なことであるが、運営団体が計画段階から事業に伴う具体的な人材の配置とその金額・配分等を提出し、その内容を所管課が確認して、事業遂行時も適宜点検を行い、最終的には実績段階の報告でその内容を吟味検討していくことにつぎるわけである。

この改善に向けては、所管課と運営団体が共通のチェックリストや統一様式を作成し、経費配分の方針を共有・記録できる仕組みを整備する（とりわけ、按分率の設定にあたっては、施設の利用時間、職員配置の状況、利用者数の推移など、客観的かつ合理的な指標に基づく）ことが必要である。

(3) 繰越金及び積立金の管理運用に係る指導体制の不備

市では、各児童クラブの継続的かつ安定的な運営を図るため、収支余剰金の繰り越しや積立金については、「小松市放課後児童クラブ繰越金及び積立金基準」に規定しており、その活用を一定の範囲内で認めている。

ところが、安宅・牧児童クラブにおいては、令和6年度の繰越金が市の定める上限（積立金を除く総事業費（累計）の30%以内）を超過し、35.3%（42万円超過）に達していた。また、積立金についても、上限（積立金を除く総事業費（累計）と同額以内）を大きく上回る154.9%（445万円超過）に及んでいた。

市の基準上、積立金は人件費や施設・設備整備への活用が認められているが、同クラブは市有施設内で運営されており、大規模な修繕や施設・設備整備を同クラブが主体的に負担することは想定しにくい。少額の修繕費支出を除けば、積立金を施設・設備整備に充当する合理性には乏しい。

にもかかわらず、現時点において、同クラブが保有する積立金については、具体的な保有目的や活用方針が示されておらず、取り崩し計画も不明である。

上記規定の条件を満たさない以上は当該規定にしたがい、今後も活用の見通しが

ないようであれば、市への返還を含めた対応の検討が必要である。

また、繰越金及び積立金は市からの交付金を原資とする公的資金であり、その管理にあたっては、目的・上限・用途等を明確にし、透明性の高い運用が求められることは言うまでもない。したがって、チェックリストや様式の導入を通じて、適正な水準での資金管理を徹底させ、所管課による指導・監督体制の強化を図る必要がある。

なお、上記「小松市放課後児童クラブ繰越金及び積立基準」についても、時代に合ったうえで整合性のとれるように内容を十分に吟味して、実際の放課後児童クラブ運営に資するように改定することも必要と考える。

これらの課題の背景には、所管課における指導・監督体制の不十分さが要因として考えられる。

なお、同様の課題は過去（２年前）の監査においても指摘されていた。当時その指摘を受けた所管課は課長名で「放課後児童クラブ経理に関する適正な事務執行について」を各放課後児童クラブに通知して改善するかと思われたが、実際には十分に改善策を実行することができずに対応が先送りされてきたといわざるを得ない。

今後に向けては、まず、クラブ運営に関する各種規程や基準をもとに現状の総点検を行い、施設の共用利用に係る取り決めや管理体制を明確化したうえで、運営団体との共通理解のもと、運営実態を的確に把握・管理していくことが求められる。併せて、所管課においては、具体的かつ実効性のある指導方針を早急に策定し、着実に実行に移すことにより、指導・監督機能を有効に機能させる必要がある。その際には、運営団体との定期的な意見交換や対話を通じて、課題の共有と具体的な改善に向けた協働的な取り組みを進めていく姿勢も求められる。

事務の適正化と内部統制の強化を前提として、安宅・牧児童クラブが、今後も地域における子どもの健全育成と子育て支援の拠点として、その役割を一層発揮されることを期待する。

末尾になるが、「子育てするならダントツ小松」を標榜するわが市にとっては最重要な所管課のひとつであることから、放課後児童クラブについて現状の制度を常に見つめ直し、時代にマッチし、利用者の満足度をあげるように、さらなる充実のための奮闘を大いに期待するものである。

11 監査の結果に添える意見

<公益財団法人小松市まちづくり市民財団>

児童センター及び放課後児童クラブは、子どもたちにとって安心・安全な生活の場であると同時に、健全な育成支援や子育て家庭への支援、さらには地域とのつながりを育む拠点として、地域福祉の中核を担う極めて重要な社会資源である。

西部児童センターの指定管理業務を担う公益財団法人小松市まちづくり市民財

団は、地域に根ざした特色ある事業運営を展開し、子ども・子育て支援の推進に一定の成果を上げている。また、同センターと施設を共用する安宅・牧児童クラブの運営も担っており、職員の兼務体制を通じた日常的な連携が図られており、相互に補完し合う形で活用されている。今後も、こうした特性を最大限に活かし、両機能の有機的な融合をさらに進めることにより、地域の子どもや子育て家庭に対する支援の質の向上、ひいては施設全体としての公共的価値の増進が期待される。

一方、今回の監査においては、「事業計画及び業務履行状況の確認不足」、「共用利用における経費配分の根拠不明確」、「繰越金及び積立金の管理運用体制の不備」、「利用者意見の収集及び反映体制の不備」といった課題が確認された。

これらの課題は、所管課（子育て環境課、生涯学習課）に対する指摘事項としていますが、運営団体においても、所管課との情報共有や連携が不十分であったことが、課題の顕在化を招いた一因と考えられる。

例えば、職員人件費の按分方法については、所管課との事前協議が行われておらず、また業務履行状況の報告も形式的な提出にとどまり、実質的な検証や改善へのフィードバックが相互に機能していなかった点が挙げられる。

こうした状況を踏まえ、今後は、仕様書や各種基準に基づくチェックリスト等を作成し、定期的な点検・確認体制を構築することで、所管課との情報共有を徹底し、共通理解を形成することが求められる。

併せて、利用者本位の視点に立ち、ニーズを的確に把握・分析し、事業運営に反映させる仕組みの充実も必要である。その過程においては、現場で直接支援にあたる職員の意見や提案にも丁寧に耳を傾け、日常業務で得られる気づきを組織内で共有しやすい環境を整えることも重要である。さらに、運営委員会の意見や提言も積極的に取り入れ、子どもや家庭への支援の質を高めることで、地域にとってより開かれた、魅力ある施設づくりを進めていくことが望まれる。

これらの取り組みを通じて、児童センターと放課後児童クラブという二つの機能が共存する強みを活かし、今後も地域の子ども・子育て家庭を支える拠点として、その使命を一層果たされることを期待する。

末尾になるが、「子育てするならダントツ小松」を標榜するわが市にとっては最重要な実際の現場を担当する部署のひとつであることから、児童センター及び放課後児童クラブについて現状の制度を常に見つめ直し、時代にマッチし、利用者の満足度を上げるように、さらなる充実のための奮闘を大いに期待するものである。